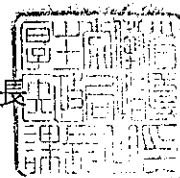


医政指発第0107003号  
平成21年1月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



災害時の救護所等におけるエックス線撮影装置の安全な使用について

災害時の救護所等におけるエックス線撮影については、トリアージの適切な実施、搬送先医療機関及び搬送手段の適切な選定等に資すると考えられており、災害時の救護所等におけるエックス線撮影装置の安全な使用に関する指針の作成が求められていたところである。

平成19年度厚生労働科学研究費補助金（健康危機管理・テロリズム対策システム研究事業）による「健康危機管理・大規模災害に対する初動期医療体制のあり方に関する研究」（主任研究者：辺見弘独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長）における検討を基に、別添のとおり「災害時の救護所等におけるエックス線撮影装置の安全な使用に関する指針」を取りまとめたので、災害時の救護所等におけるエックス線撮影を行う際の参考とするよう、管下の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対する周知方よろしく願います。